

萩市ごみ集積所等設置整備事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ごみ集積所等（主として家庭から排出される一般廃棄物（燃やせるごみ、燃やせないごみ、プラスチック製容器包装及び資源ごみ）集積所及びリサイクル用倉庫をいう。以下同じ。）を設置する町内会（町内会に相当する組織を含む。以下「町内会」という。）に対し、ごみ集積所等設置整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、市の環境美化及びごみ処理の効率化に資することを目的とする。

(補助対象)

第2条 市長は、毎年度、予算の範囲内において、町内会がごみ集積所等を設置する場合、これに要する経費の一部を補助するものとする。ただし、事業の用に供するために事業者が団地等にごみ集積所等を設置する場合は、補助対象外とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、次に掲げる額とする。

(1)設置に要する経費が40万円以下の場合 要した経費の2分の1に相当する額

(2)設置に要する経費が40万円を超える場合 20万円に40万円を超えた額の1/4を加算した額

(関係者の同意)

第4条 補助金の交付を受けようとする町内会は、ごみ集積所等の設置及び施設整備について関係住民の合意並びに関係用地等の地権者、管理者及びその他関係者の合意を得なければならない。

(補助金の交付申請)

第5条 この要綱により補助金の交付を受けようとする町内会は、萩市ごみ集積所等設置整備事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1)ごみ集積所等設置経費の見積書

(2)誓約書（別記第2号様式）

(3)設置場所を含めた付近の見取図

(4)その他市長が必要と認めるもの

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、萩市ごみ集積所等設置整備事業補助金交付決定通知書（別記第3号様式）により、当該町内会長に通知す

るものとする。

(申請の内容変更等)

第7条 補助金の交付決定を受けたものは、当該交付決定を受けた後第5条に規定する書類の記載事項に変更が生じたときは、萩市ごみ集積所等設置整備事業補助金交付変更承認申請書(別記第4号様式)により、その旨を市長に届け出てその承認を得なければいけない。

2 市長は、前項の変更により、補助金の額を変更する必要があると認めるときは、補助金の交付の変更を決定し、萩市ごみ集積所等設置整備事業補助金交付変更決定通知書(別記第5号様式)によりその旨を通知するものとする。

(完了報告)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定通知を受けた町内会は、補助金に係る事業が完了したときは、完了届(別記第6号様式)及び萩市ごみ集積所等設置整備事業補助金交付請求書(別記第7号様式)を1箇月以内又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条の完了届及び萩市ごみ集積所等設置整備事業補助金交付請求書の提出があった場合において、その内容の審査を行い、適正であると認めた場合は、補助金を交付するものとする。

(維持管理)

第10条 この要綱による補助金の交付を受けて整備したごみ集積所等の利用者は常にその清潔の保持、施設の整備等維持管理に努めなければならない。

附 則

この要綱は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。